

平成16年8月23日

各 位

広島県福山市曙町一丁目12番15号
株式会社 エフピコ
代表取締役社長 小松安弘
(コード番号 7947)
(東証第二部・大証第二部)
問合せ先：
取締役総務人事本部長 土利川 泰彦
TEL (084) 953 - 1145

ストック・オプション(新株予約権)の割当に関するお知らせ
(商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の有利発行)

当社は、本日開催の取締役会において、商法第280条ノ20および第280条ノ21ならびに平成16年6月29日開催の第42回定時株主総会決議に基づき、ストック・オプションの目的で発行する新株予約権につき、具体的な発行条件を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 新株予約権の発行日
平成16年8月31日

2. 新株予約権の総数
2,591個(新株予約権1個につき、普通株式100株)

3. 新株予約権の発行価額
無償とする。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 259,100株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社が必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

5. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「払込金額」という)は、新株予約権発行の日の属する月の前月末日の当社自己株式の簿価単価とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が新株予約権発行日の前日の大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。また、その価額が新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社が必要と認める払込金額の調整を行うことができるものとする。

6. 新株予約権の行使により発行する新株の発行価額の総額 平成16年8月30日に確定する。

7. 新株予約権の権利行使期間

平成18年7月1日から平成21年12月28日まで。

8. 新株予約権の行使の条件

(1) 対象者は、新株予約権の行使時において、当社および当社連結子会社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、当社都合により他社役員または従業員へ移籍した場合も、引き続きその地位を保有しているものとみなす。

(2) 対象者は、上記の行使期間を通じて行使を1回限りとする。ただし、新株予約権数の行使の上限割合は次のとおりとし、100%未満の権利行使ができる者は、各々の権利行使期間内に退職が確定した者のみとする。(1個未満の新株予約権数については切り捨てるものとする。)

平成18年7月1日から平成19年6月30日まで	20%
平成19年7月1日から平成20年6月30日まで	40%
平成20年7月1日から平成21年6月30日まで	60%
平成21年7月1日から平成21年12月28日まで	100%

(3) 上記の100%行使可能期間の開始日時について、取締役会の決議によりこれを早めることができるものとする。

(4) 対象者が死亡した場合、新株予約権の相続は認めない。

(5) 対象者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他一切の処分をすることができない。

(6) その他の条件は新株予約権発行の取締役会の決議にもとづき、当社と新株予約権割当

の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

9. 新株予約権の消却事由および条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使する前に、新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

(3) 対象者がその在籍する当社および当社連結子会社の就業規則に定める懲戒の事由に該当した場合、当該対象者の残存する新株予約権は無償にて消却することができる。

10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

11. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、新株予約権者の請求があった場合に限り、これを発行すべきものとする。

12. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れる額
発行価額中資本に組入れる額は、行使価額(調整された場合は調整後の行使価額)に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額とする。

13. 新株予約権の割当てを受ける者

当社および当社連結子会社の取締役、監査役および従業員合計916名に割り当てる。

14. 有価証券届出書の提出

上記各項については、証券取引法による有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。

(ご参考)

(1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 : 平成16年5月14日

(2) 定時株主総会の決議日 : 平成16年6月29日

以 上